



県章

# 山形県公報

平成15年4月1日(火)

第1427号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

山形県公報発行規則の一部を改正する規則.....	(総務課) ...376
山形県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の一部を改正する規則.....	(環境保護課) ... 同
山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則.....	(雇用労政課) ...395
山形県農産物残留農薬分析受託規則.....	(農業技術課) ... 同
山形県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等の認定に 関する規則の一部を改正する規則.....	(建築住宅課) ...396

### 告 示

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更.....	(財政課) ...398
関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更.....	(同) ... 同
山形県土地利用基本計画の変更.....	(政策企画課) ... 同
社団法人山形県畜産物価格安定基金協会に係る肉用子牛生産安定等特別措置法第6条 第1項の指定の解除.....	(生産流通課) ...399
社団法人山形県畜産協会に係る肉用子牛生産安定等特別措置法第6条第1項の指定.....	(同) ... 同
平成2年3月県告示第300号(山形県港湾施設の概要)の一部改正.....	(交通基盤課) ... 同
建設業者に対する営業停止の処分.....	(村山総合支庁建設総務課) ...401
開発行為に関する工事の完了.....	(村山総合支庁建築課) ...402
一般国道の供用の開始.....	(村山総合支庁西村山総務建築課) ... 同
道路の区域の変更.....	(村山総合支庁北村山総務建築課) ... 同
同.....	(同) ...403
同.....	(同) ... 同
同.....	(庄内総合支庁建設総務課) ... 同
山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....	(出納局) ...404
県証紙売りさばき人の指定.....	(同) ... 同
県証紙売りさばき業務の廃止の届出.....	(同) ... 同

### 教育委員会関係

#### 規 則

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則.....	405
-------------------------	-----

### 公安委員会関係

#### 告 示

地域交通安全活動推進委員の委嘱.....	417
----------------------	-----

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(最上総合支庁企画振興課)...422  
 特定調達契約に係る落札者の公告.....(日本海病院)...同

## 規 則

山形県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 山形県規則第36号

山形県公報発行規則の一部を改正する規則

山形県公報発行規則(昭和37年2月県規則第6号)の一部を次のように改正する。

第11条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第12条中「前条第1号に定める」を「県の機関の」に改め、「無償配布を受けている部数のほかに」を削る。

第13条中「第11条第1号に定める」を「県の機関の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 県公報の内容は、インターネットを利用して閲覧に供するものとする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

山形県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 山形県規則第37号

山形県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の一部を改正する規則

山形県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則(昭和54年8月県規則第49号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則

第1条から第5条までを次のように改める。

(趣旨)

第1条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)の施行については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令(平成14年政令第391号)及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(書類の様式)

第2条 次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 省令第7条第1項に規定する申請書 別記様式第1号
- (2) 省令第7条第7項に規定する申請書 別記様式第2号
- (3) 省令第15条第1項に規定する申請書 別記様式第3号
- (4) 省令第39条第1項に規定する申請書 別記様式第4号
- (5) 省令第40条に規定する請求書 別記様式第5号
- (6) 省令第42条第1項に規定する申請書 別記様式第6号
- (7) 省令第48条第1項に規定する免許申請書 別記様式第7号
- (8) 省令第58条第1項に規定する免許更新申請書 別記様式第8号
- (9) 法第56条に規定する申請書 別記様式第9号
- (10) 省令第65条第6項に規定する申請書 別記様式第10号
- (11) 省令第7条第9項、省令第15条第5項、省令第42条第4項、省令第48条第5項及び省令第65条第9項に規定する申請書並びに省令第48条第4項及び第65条第8項に規定する届出書 別記様式第11号

(住所等の変更の届出)

第3条 省令第7条第10項及び第11項、省令第15条第6項並びに省令第42条第5項の規定による届出は、別記様式第11号による届出書を提出して行うものとする。

(鳥獣捕獲許可証等の亡失の届出)

第4条 省令第7条第12項及び第13項、省令第15条第7項、省令第42条第6項、省令第50条並びに省令第65条第10項の規定による届出は、別記様式第11号による届出書を提出して行うものとする。

(狩猟免状の再交付の請求)

第5条 省令第65条第4項の規定による請求は、別記様式第11号による請求書を提出して行うものとする。

第6条を削る。

第7条第1項中「法第1条ノ3第5項又は法第1条ノ5第6項(法第1条ノ6第2項、第8条ノ3第9項及び第8条ノ8第4項において準用する場合を含む。)」を「法第7条第4項(法第12条第5項及び法第14条第3項において準用する場合を含む。)又は法第28条第6項(法第29条第4項において準用する場合を含む。)」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「書面」を「文書」に改め、同条を第7条とし、第9条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

別記様式第1号から別記様式第9号までを次のように改める。

別記  
様式第1号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 ) (電話番号 )
氏 名 (名称及び代表者の氏名)	(記名押印又は署名) ほか 名(別紙鳥獣捕獲許可申請者名簿のとおり)
職 業	
生 年 月 日	年 月 日生

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により、鳥獣の捕獲等(鳥類の卵の採取等)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	
捕獲等又は採取等の目的	
捕獲等又は採取等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等又は採取等の区域	
捕獲等又は採取等の方法	
捕獲等又は採取等をした後の処置	
学術研究を目的とする場合にあつては研究の事項及び方法	
愛がん飼養の場合、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等をしようとする場合にあつてはその旨	
銃器を使用する場合は、銃砲所持許可証の番号及び交付年月日	
備 考	

(注) 有害鳥獣捕獲を目的とする申請の場合は、農作物の被害状況(被害を受けた農作物の種類、被害面積、被害額等)を備考欄に記載すること。



様式第2号

年 月 日

山形県知事 殿

申請者の主たる事務所の所在地	(郵便番号 ) (電話番号 )
申請者の主たる事務所の名称及び代表者の氏名	(記名押印又は署名)
捕獲等又は採取等に係る許可証の番号	

従事者証の交付申請書

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により、従事者証の交付を受けたいので、下記により申請します。

記

従事者の住所	(郵便番号 ) (電話番号 )
従事者の氏名	(記名押印又は署名) ほか 名(別紙名簿のとおり)
従事者の職業	
従事者の生年月日	年 月 日生



様式第3号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所	(郵便番号) (電話番号)
氏 名	(記名押印又は署名) ほか 名(別紙名簿のとおり)
職 業	
生 年 月 日	年 月 日生

指定猟法許可申請書

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第15条第11項において準用する同法第9条第2項の規定により、指定猟法の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

指 定 猟 法 の 種 類	
指定猟法によらなければならない理由	
捕獲等をしようとする目的、期間及び区域	
捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量	
学術研究を目的として捕獲等をしようとする場合にあつては、研究の事項及び方法	





様式第4号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
ふりがな  
氏 名

〔 法人にあつては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

㊟

特別保護地区内行為許可申請書

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第8項の規定により、特別保護地区の区域内における行為の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

- 1 行為の種類
- 2 行為の目的
- 3 行為の場所
- 4 行為の場所及びその付近の状況
- 5 木材の伐採にあつては、伐採しようとする木竹の樹齢、樹種別本数及び材積
- 6 行為の施行方法
- 7 行為の着手及び完了の予定日

様式第5号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
ふりがな  
氏 名

〔 法人にあつては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

㊟

損失補償請求書

年 月 日の 鳥獣保護区の区域内における鳥獣保護施設の設置 に対する不許可処分により、下記のと  
特別保護地区の区域内における行為の許可申請

おり損失を生じたので補償されるよう、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条第2項の規定により請求  
します。

記

- 1 補償請求の理由
- 2 補償請求額の総額及びその内訳

様式第6号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

電話番号

職 業

氏 名

生年月日

年

月

日生  
⑩

銃猟承認申請書

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第35条第4項の規定により、銃猟制限区域内における銃猟の承認を受けたいので、下記により申請します。

記

1 銃猟制限区域の名称

2 銃猟を行おうとする年月日 年 月 日

- (注) 1 この申請書は、銃猟を行おうとする日の14日前までに提出すること。  
2 狩猟者登録証の写しを添付すること。

様式第7号

(表)

整理番号							
狩猟免許申請書				写真添付欄			
山形県知事 殿				縦3.6センチメートル 横2.4センチメートル			
住所	(郵便番号) (電話番号)						
ふりがな							
氏名	(印)						
生年月日	年 月 日生						
<p>下記のとおり、狩猟免許を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第41条の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持の許可</p>							
網・わな猟免許	1 網		2 わな				
第1種銃猟免許	3 ライフル銃	銃砲所持許可番号	第 号				
		許可年月日	年 月 日				
第1種銃猟免許	4 散弾銃	銃砲所持許可番号	第 号				
		許可年月日	年 月 日				
第2種銃猟免許	5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可番号	第 号				
		許可年月日	年 月 日				
免許の種類	狩猟免状の番号	試験の結果	適性試験			知識試験	技能試験
			視力	聴力	運動能力		
網・わな猟免許	第 号						
第1種銃猟免許	第 号						
第2種銃猟免許	第 号						

## (裏)

(2) 他の狩猟免許を受けている場合は、その狩猟免許の種類、狩猟免許を交付した都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号並びに同一登録年度において他の免許申請書又は免許更新申請書を提出していることの有無

他の免許	都道府県知事名	交付年月日	狩猟免状の番号	更新の有無
免許	知事	年 月 日	第 号	有・無
免許	知事	年 月 日	第 号	有・無

(3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は同法の規定に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無(有無のいずれかに印を付し、かつ、有の場合にはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた年月日を記載すること。)

罰金以上の刑に処せられたことの有無	有 ・ 無
刑の執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた年月日	年 月 日

(4) 狩猟免許を取り消されたことの有無(有無のいずれかに印を付し、かつ、有の場合にはその年月日、狩猟免許の種類及び免許を取り消した都道府県知事名を記載すること。)

免許を取り消されたことの有無	有 ・ 無	
取消年月日	免許の種類	都道府県知事名
年 月 日	免許	知事

## 記載上の注意事項

- (1)は、狩猟免許の種類及び該当番号を で囲むこと。
- (1)の「銃砲所持許可番号」及び「許可年月日」の欄は、銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載すること。
- 太枠欄内は、記載しないこと。

様式第8号

(表)

整理番号			
狩猟免許更新申請書			写真添付欄
山形県知事 殿			縦3.6センチメートル 横2.4センチメートル
年 月 日			
住所	(郵便番号) (電話番号)		県証紙ちよう付欄
ふりがな			
氏名	Ⓜ		
生年月日	年 月 日生		
下記のとおり、狩猟免許の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定により申請します。 記 (1) 更新を受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持の許可			
網・わな猟免許	1 網	2 わな	
第1種銃猟免許	3 ライフル銃	銃砲所持許可番号	第 号
		許可年月日	年 月 日
	4 散弾銃	銃砲所持許可番号	第 号
		許可年月日	年 月 日
第2種銃猟免許	5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可番号	第 号
		許可年月日	年 月 日
免許の種類	狩猟免状の番号	講習会	適性試験の結果
網・わな猟免許	第 号		視 力 聴 力 運 動 能 力
第1種銃猟免許	第 号		
第2種銃猟免許	第 号		

(裏)

(2) 更新しようとする狩猟免許(該当する免許の に✓印を付すこと。)

免許の種類	狩猟免許を交付した都道府県知事名	狩猟免状の番号	交付年月日
網・わな猟免許	知事	第 号	年 月 日
第1種銃猟免許	知事	第 号	年 月 日
第2種銃猟免許	知事	第 号	年 月 日

(3) 同一登録年度内において、更新を受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟免許に係る免許申請書又は免許更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類

免許の種類

## 記載上の注意事項

- 1 (1)は、狩猟免許の種類及び該当番号を で囲むこと。
- 2 (1)の「銃砲所持許可番号」及び「許可年月日」の欄は、銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載すること。
- 3 太枠欄内は、記載しないこと。

様式第9号

(表)

整理番号 <input type="text"/>		登録番号			
		狩猟免許			
		損害の賠償			
		放鳥獣猟区の区域の登録の有無			
狩猟者登録申請書 山形県知事 殿				写真添付欄  縦3.6センチメートル 横2.4センチメートル	
住所		(郵便番号) (電話番号)		県証紙ちよう付欄  納税済印欄	
ふりがな					
氏名		⑩			
生年月日		年 月 日生			
下記のとおり狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請します。					
記					
(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類、使用する猟具の種類、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号を記入すること。(該当する免許の に✓印を付す。)					
なお、第1種銃猟免許所持者が第2種銃猟免許狩猟者登録を申請する場合は、第1種銃猟免許の に✓印を付し、第1種銃猟免許の項に都道府県知事名、交付年月日、狩猟免状の番号を記入し、「5 空気銃」の欄に 印を付すこと。					
免許の種類	猟具の種類	都道府県知事名	交付年月日	狩猟免状の番号	
網・わな猟免許	1 網 2 わな	知事	年 月 日	第 号	
第1種銃猟免許	3 ライフル銃 4 散弾銃	知事	年 月 日	第 号	
第2種銃猟免許	5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	知事	年 月 日	第 号	



(裏)

(2) 狩猟をしようとする場所				
1 山形県の区域全部		2 放鳥獣猟区の区域		
(3) 免許の効力の停止の有無(有無のいずれかに印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)				
免許の効力の停止の有無	有・無	停止の期間	年 月 日から	年 月 日まで
(4) 銃砲所持許可番号及び許可年月日(第1種銃猟免許狩猟者登録又は第2種銃猟免許狩猟者登録の場合)				
ライフル銃	銃砲所持許可番号	第	号	許可年月日
散弾銃	銃砲所持許可番号	第	号	許可年月日
空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可番号	第	号	許可年月日
(5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項				
共済事業	法人名	対象損害	給付額	被共済者期間
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間
資産保有				
(6) 職業				
1 専門的・技術的職業従事者		2 管理的職業従事者		3 事務従事者
4 販売従事者	5 農林業従事者	6 漁業従事者	7 採鉱・採石作業者	
8 運輸・通信従事者	9 技能工・生産工程作業者		10 単純労働者	
11 保安職業従事者	12 サービス職業従事者	13 分類不能の職業		
14 無職				
記載上の注意事項				
1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。				
2 (1)及び(2)は、該当番号を で囲むこと。				
3 (4)の「銃砲所持許可番号」及び「許可年月日」の欄は、銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載すること。				
4 (6)は、職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を で囲むこと。				
5 太枠欄内は、記載しないこと。				

別記様式第9号の次に次の2様式を加える。

様式第10号

(表)

登録番号				
狩猟免許				
損害の賠償				
放鳥獣猟区の区域の登録の有無				
整理番号				
変更登録申請書 山形県知事 殿		写真添付欄 縦3.6センチメートル 横2.4センチメートル		
年 月 日				
住所	(郵便番号) (電話番号)			
ふりがな		県証紙ちよう付欄      納税済印欄		
氏名	⑩			
職業				
生年月日	年 月 日生			
変更しようとする狩猟者登録証の番号及び交付年月日	年 月 日 第 号			
下記のとおり変更登録を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第2項の規定により申請します。 記 (1) 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類、使用する猟具の種類、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免許の番号を記入すること。(該当する免許の に✓印を付す。) なお、第1種銃猟免許所持者が第2種銃猟免許狩猟者登録への変更を申請する場合は、第1種銃猟免許の に✓印を付し、第1種銃猟免許の項に都道府県知事名、交付年月日、狩猟免許の番号を記入し、「5 空気銃」の欄に 印を付すこと。				
免許の種類	猟具の種類	都道府県知事名	交付年月日	狩猟免許の番号
網・わな な猟免許	1 網	知事	年 月 日	第 号
	2 わな			
第1種 銃猟免許	3 ライフル銃	知事	年 月 日	第 号
	4 散弾銃			
第2種 銃猟免許	5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	知事	年 月 日	第 号

(裏)

(2) 狩猟をしようとする場所

1 山形県の区域全部

2 放鳥獣猟区の区域

(3) 免許の効力の停止の有無(有無のいずれかに印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)

免許の効力の 停止の有無	有・無	停止の期間	年 月 日から	年 月 日まで
-----------------	-----	-------	---------	---------

(4) 銃砲所持許可番号及び許可年月日(第1種銃猟免許狩猟者登録又は第2種銃猟免許狩猟者登録の場合)

ライフル銃	銃砲所持許可番号	第	号	許可年月日	年 月 日
散弾銃	銃砲所持許可番号	第	号	許可年月日	年 月 日
空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可番号	第	号	許可年月日	年 月 日

記載上の注意事項

- 1 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。
- 2 (1)及び(2)は、変更がある場合のみ必要事項を記入し、変更がない場合は無記入とすること。
- 3 (1)及び(2)は、該当番号を で囲むこと。
- 4 (4)の「銃砲所持許可番号」及び「許可年月日」の欄は、銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載すること。
- 5 太枠欄内は、記載しないこと。

様式第11号

年 月 日													
住所等変更届出書 狩猟免許等亡失届出書 狩猟免許等再交付申請書													
山形県知事 殿													
住所 (主たる事務所 の所在地)	(郵便番号) (電話番号)												
ふりがな 氏名 (名称及び代 表者の氏名)	県証紙ちよう付欄												
職業	⑩												
生年月日	年 月 日生												
住所、氏名等の変更の届出 下記のとおり住所、氏名等に変更があつたので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第46条第1項若しくは第61条第4項又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第10項、第11項、第15条第6項若しくは第42条第5項の規定により届け出ます。													
亡失の届出 下記のとおり狩猟免許等を亡失したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第12項、第13項、第15条第7項、第42条第6項、第50条又は第65条第10項の規定により届け出ます。													
再交付申請 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第9項、第15条第7項、第35条第8項、第46条第2項若しくは第61条第5項又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第4項の規定により狩猟免許等の再交付を申請します。													
狩猟免許等の種類	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">許可証</td> <td style="width: 25%;">登録票</td> <td style="width: 25%;">危険猟法許可証</td> <td style="width: 25%;">狩猟免許</td> </tr> <tr> <td>狩猟者登録証</td> <td></td> <td>狩猟者記章</td> <td>従事者証</td> </tr> <tr> <td>指定猟法許可証</td> <td></td> <td>販売許可証</td> <td>承認証</td> </tr> </table>	許可証	登録票	危険猟法許可証	狩猟免許	狩猟者登録証		狩猟者記章	従事者証	指定猟法許可証		販売許可証	承認証
許可証	登録票	危険猟法許可証	狩猟免許										
狩猟者登録証		狩猟者記章	従事者証										
指定猟法許可証		販売許可証	承認証										
狩猟免許等の番号	年 月 日												
交付年月日	年 月 日												
変更・亡失年月日	年 月 日												
変更に係る事項	(変更前) ----- (変更後)												
亡失は再交付等の理由	年 月 日												

(注) 1 該当項目の に✓印を付すこと。  
 2 印欄は、変更の届出を行おうとする場合にのみ記入すること。  
 なお、住所(主たる事務所の所在地)又は氏名(名称若しくは代表者氏名)の変更の届出にあっては、変更が確認できる書類(住民票、運転免許証の写し等)を添付すること。

## 附 則

この規則は、平成15年4月16日から施行する。

山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 山形県規則第38号

山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則

山形県職業転換給付金支給規則(昭和41年12月県規則第91号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条の規定に基づき」を「第18条の規定に基づく」に改める。

第3条第1項第2号中「地域雇用開発等促進法(昭和62年法律第23号)第21条」を「雇用保険法(昭和49年法律第116号)第25条第1項」に、「職業紹介活動」を「広域職業紹介活動」に改め、同項第6号中「第1条第1項第8号イ(1)」を「第1条第1項第7号イ(1)」に改め、同項第8号中「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第292号)第1条及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)第3条の2に規定する障害者」を「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第6号に規定する精神障害者」に改め、同項第9号中「第1条第1項第8号イ(4)」を「第1条第1項第7号イ(4)」に改め、同項第10号の次に次の1号を加える。

(10)の2 北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律(平成14年法律第143号)第3条第2項に規定する帰国被害者等であつて本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して5年を経過していないもの及び同項に規定する帰国した被害者であつてその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子又は孫が北朝鮮内にとどまつていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの

第3条第1項第12号中「受給」を「発給」に改め、同項第15号を次のように改める。

(15) 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律(平成13年法律第35号)第1条の規定による廃止前の特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和58年法律第39号)第13条第1項若しくは第2項、第14条第1項若しくは特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則を廃止する等の省令(平成13年厚生労働省令第129号)第1条の規定による廃止前の特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法施行規則(昭和58年労働省令第20号)第11条の規定による特定不況業種離職者求職手帳又は省令附則第8条若しくは第9条の規定による石炭鉱業離職者求職手帳の発給を受けている者(石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成12年法律第16号)第2条の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法(昭和34年法律第199号)第8条第1項、第9条第1項又は第9条の2第1項若しくは第2項の規定による炭鉱離職者求職手帳の発給を受けている者を除く。ただし、職場適応訓練に係る訓練手当の支給については、この限りでない。)

第3条第2項中「第1条第1項第8号イ(2)」を「第1条第1項第7号イ(2)」に改める。

第4条第2項中「3,940円」を「3,930円」に、「3,540円」を「3,530円」に改め、同条第3項中「3,540円」を「3,530円」に改める。

第5条第1項中「第3条第1項第10号から第15号まで又は同条第2項のいずれかに該当する者」を「支給対象者が省令第2条第2項第1号から第8号の2までのいずれかに該当する者以外の者である場合」に改め、同項第1号中「(昭和49年法律第116号)」を削り、同条第2項中「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

第10条第1項中「24,100円」を「24,000円」に、「25,100円」を「25,000円」に改め、同条第2項中「1,147円」を「1,142円」に、「1,195円」を「1,190円」に改める。

第10条の2中「25,100円」を「25,000円」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県農産物残留農薬分析受託規則をここに公布する。

平成15年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 山形県規則第39号

山形県農産物残留農薬分析受託規則

(趣旨)

第1条 この規則は、出荷前の農産物に係る残留農薬の定量分析(以下「残留農薬分析」という。)の受託について、必要な事項を定めるものとする。

(対象農産物及び分析方法)

第2条 残留農薬分析の対象とする農産物の種類及び分析成分は、別表のとおりとし、分析方法は、超臨界流体抽出による多成分一斉分析とする。

(依頼の手続き等)

第3条 知事に残留農薬分析を依頼しようとする者は、2キログラムの分析品を添えて分析依頼書(別記様式第1号)を農業試験場に駐在する総務部危機管理室食品安全対策課職員に提出しなければならない。

2 知事が残留農薬分析を行う必要がないと認めるとき又は残留農薬分析を行うことができないときは、前項の依頼に応じないことがある。

3 知事は、分析品の全部若しくは一部が腐敗若しくは変質したとき又はその分析中不足を生じたときは、事由を示して分析品を更に提出させることがある。

4 分析品はこれを返戻しない。

(分析成績書の交付)

第4条 知事は、残留農薬分析を完了したときは、分析成績書(別記様式第2号)を交付するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第40号

山形県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則

山形県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等の認定に関する規則(昭和49年5月県規則第34号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第31条の2第2項第10号八及び第11号二、第62条の3第4項第10号八及び第11号二並びに第63条第3項第5号イ及び第6号」を「第31条の2第2項第11号八及び第12号二、第62条の3第4項第11号八及び第12号二、第63条第3項第5号イ及び第6号並びに第68条の69第3項第5号イ及び第6号」に改める。

第2条第1項中「第31条の2第2項第10号八、第62条の3第4項第10号八又は第63条第3項第5号イ」を「第31条の2第2項第11号八、第62条の3第4項第11号八、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イ」に改める。

第8条中「第31条の2第2項第10号八又は第62条の3第4項第10号八」を「第31条の2第2項第11号八又は第62条の3第4項第11号八」に改める。

第9条第1項中「又は第63条第3項第5号イ」を「、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イ」に改める。

第10条第1項中「第31条の2第2項第11号二、第62条の3第4項第11号二又は第63条第3項第6号」を「第31条の2第2項第12号二、第62条の3第4項第12号二、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号」に改め、同項ただし書中「第31条の2第2項第11号二又は第62条の3第4項第11号二」を「第31条の2第2項第12号二又は第62条の3第4項第12号二」に改める。

第11条第1項中「第31条の2第2項第11号二又は第62条の3第4項第11号二」を「第31条の2第2項第12号二又は第62条の3第4項第12号二」に改め、同条第2項第2号中「第31条の2第2項第9号二又は第62条の3第4項第9号二」を「第31条の2第2項第12号二又は第62条の3第4項第12号二」に改める。

別記様式第1号中 「租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ  
租税特別措置法第31条の2第2項第10号八  
租税特別措置法第62条の3第4項第10号八  
租税特別措置法第63条第3項第5号イ」

「  
 租税特別措置法  
 第28条の4第3項第5号イ  
 第31条の2第2項第11号八  
 第62条の3第4項第11号八  
 第63条第3項第5号イ  
 第68条の69第3項第5号イ  
 」に改め、同様式の備考第1項中「第31条の2第2項第10号八又

は第62条の3第4項第10号八」を「第31条の2第2項第11号八又は第62条の3第4項第11号八」に改める。

別記様式第2号中  
 「租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ  
 租税特別措置法第31条の2第2項第10号八  
 租税特別措置法第62条の3第4項第10号八  
 租税特別措置法第63条第3項第5号イ  
 」を

「  
 租税特別措置法  
 第28条の4第3項第5号イ  
 第31条の2第2項第11号八  
 第62条の3第4項第11号八  
 第63条第3項第5号イ  
 第68条の69第3項第5号イ  
 」に改める。

別記様式第3号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、

「租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ  
 租税特別措置法第31条の2第2項第10号八  
 租税特別措置法第62条の3第4項第10号八  
 租税特別措置法第63条第3項第5号イ  
 」を

「  
 租税特別措置法  
 第28条の4第3項第5号イ  
 第31条の2第2項第11号八  
 第62条の3第4項第11号八  
 第63条第3項第5号イ  
 第68条の69第3項第5号イ  
 」に改める。

別記様式第7号中  
 「租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ  
 租税特別措置法第63条第3項第5号イ  
 」を

「  
 租税特別措置法  
 第28条の4第3項第5号イ  
 第63条第3項第5号イ  
 第68条の69第3項第5号イ  
 」に改める。

別記様式第8号中  
 「租税特別措置法第28条の4第3項第6号  
 租税特別措置法第31条の2第2項第11号二  
 租税特別措置法第62条の3第4項第11号二  
 租税特別措置法第63条第3項第6号  
 」を

「  
 租税特別措置法  
 第28条の4第3項第6号  
 第31条の2第2項第12号二  
 第62条の3第4項第12号二  
 第63条第3項第6号  
 第68条の69第3項第6号  
 」に改め、同様式の備考第2項中「簡易耐火」を「準耐火」に改

め、同備考第4項から第6項までの規定中「第31条の2第2項第11号二又は第62条の3第4項第11号二」を「第31条の2第2項第12号二又は第62条の3第4項第12号二」に改め、同様式の別紙2の注書中「簡易耐火」を「準耐火」に改める。

別記様式第9号中 「租税特別措置法第28条の4第3項第6号  
租税特別措置法第31条の2第2項第11号二  
租税特別措置法第62条の3第4項第11号二 を  
租税特別措置法第63条第3項第6号 」

「 租税特別措置法  
第28条の4第3項第6号  
第31条の2第2項第12号二  
第62条の3第4項第12号二 に改める。  
第63条第3項第6号  
第68条の69第3項第6号 」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第309号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更した。

平成15年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

第3条第2号中「千葉市」の下に「、さいたま市」を加える。

附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

### 山形県告示第310号

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更した。

平成15年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

第3条第2号中「仙台市」を「仙台市、さいたま市」に改める。

附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

### 山形県告示第311号

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第1項の規定に基づく山形県土地利用基本計画を次のとおり変更した。

なお、変更後の山形県土地利用基本計画は、総務部総合政策室政策企画課において縦覧に供する。

平成15年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 1 山形県土地利用基本計画図の変更

##### (1) 変更内容

農業地域の縮小並びに森林地域の拡大及び縮小

##### (2) 変更に係る市町

米沢市、新庄市、南陽市、西村山郡西川町、最上郡金山町及び飽海郡平田町

#### 2 山形県土地利用基本計画書の変更

「 5 地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針 」の一部変更



山形県告示第312号

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第9条第1項の規定により、次のとおり同法第6条第1項の指定を解除した。

平成15年4月1日

山形県知事 高橋和雄

- 1 指定協会の名称、所在地及び代表者の氏名  
 社団法人 山形県畜産物価格安定基金協会  
 山形県山形市七日町三丁目1番16号  
 会長理事 金森義弘
- 2 指定解除年月日  
 平成15年3月31日

山形県告示第313号

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第7条第1項の規定により、次のとおり同法第6条第1項の指定をした。

平成15年4月1日

山形県知事 高橋和雄

- 1 指定協会の名称、所在地及び代表者の氏名  
 社団法人 山形県畜産協会  
 山形県山形市七日町三丁目1番16号  
 会長理事 遠藤芳雄
- 2 指定年月日  
 平成15年4月1日

山形県告示第314号

平成2年3月県告示第300号(山形県港湾施設の概要)の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、土木部交通基盤課空港港湾室及び庄内総合支庁建設部港湾事務所において縦覧に供する。

平成15年4月1日

山形県知事 高橋和雄

- 1 酒田港(1)酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の表外郭施設Bの項中

「

55
----

」を「

68
----

」に改め、同表係留施設Cの項中「

119
-----

」を

「

133
-----

」に、

	小牧排水船揚場	- 3	17	- 2.0	を
	入船町船揚場	- 4	60	- 2.0	

「

入船町船揚場	- 4	60	- 2.0
--------	-----	----	-------

」に改め、同表臨海交通施設Dの

項中「

6.5 × 526
-----------

」を「

6.5 ~ 7.0 × 676
-----------------

」に改め、

同表荷さばき施設 F の項中

13,060
10,060

を

8,363
9,533

に、

高砂ふ頭上屋	- 6	1,544	
--------	-----	-------	--

を

高砂ふ頭東上屋	- 6	1,544	
高砂ふ頭西上屋	- 7	3,033	

に改め、

同表保管施設 H の項中

19,821
--------

を

29,994
--------

に改め、同表港湾環境整備施設 L の項中

12,970
--------

を

16,175
--------

に改め、同表港湾管理施設 N の項中

山形県庄内支庁建設部港湾事務所
-----------------

を

山形県庄内総合支庁建設部港湾事務所
-------------------

に改め、

同表港湾施設用地 の項中

12,896
--------

を

12,170
--------

に改める。

3 鼠ヶ関港(1)鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項の表外郭施設 B の項中

172
-----

を

38
----

に、

34
----

を

18
----

に改め、同表係留施設 C の項中

鼠ヶ関第 2 物揚場	- 7	161	- 4.0
船揚場 弁天島船揚場	7 - 1	120m	- 2.0m

を

鼠ヶ関第 2 物揚場	- 7	161	- 4.0
鼠ヶ関第 3 物揚場	- 8	25	- 2.0
船揚場 弁天島船揚場	7 - 1	182m	- 2.0m

に改め、同表臨港交通施設 D の項中

マリーナ道路	- 3	6.0 × 632	
--------	-----	-----------	--

を

		マリーナ道路	- 3	6.0 × 632	に改め、同表荷さばき地 F の項
		鼠ヶ関物揚場道路	- 4	6.0 × 130	

を次のように改める。

荷さば き地 F	荷さば き地	平佐浜岸壁荷さばき場	F - 4 - 1	5,343愛	
		鼠ヶ関荷さばき場	- 2	1,165	

3 鼠ヶ関港(1)鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項の表保管施設 H の項中

		鼠ヶ関野積場	- 6	630	を
		平佐浜第4野積場	- 7	23,857	

		平佐浜第4野積場	- 7	23,857	に改め、同表船舶役務用施設
--	--	----------	-----	--------	---------------

の項の次に次のように加える。

港湾環境整備施設 L	緑地	弁天島緑地	L - 2 - 1	4,066愛	
------------	----	-------	-----------	--------	--

3 鼠ヶ関港(1)鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項の表港湾施設用地 の項中 3,390 を

					に改める。
--	--	--	--	--	-------

山形県告示第315号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成15年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 処分をした年月日

平成15年3月25日

2 処分を受けた者

- (1) 商号 株式会社菊地建設
- (2) 主たる営業所の所在地 天童市北久野本二丁目7番39号
- (3) 代表者の氏名 星 川 忠
- (4) 許可番号 山形県知事許可（般 - 13）第100428号

3 処分の内容

建設業の営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は建設費について国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けている建設工事で、土木工事業に係るもの（下請契約によるものを含む。）について、平成15年4月7日から同月28日までの22日間の営業の停止

4 処分の原因となった事実

- (1) 株式会社菊地建設が、有限会社富丈建設から11件の建設工事を一括して請け負ったことは、建設業法第28条

第1項第4号に該当する。

- (2) 株式会社菊地建設が、有限会社富丈建設の完成工事高を高く見せかけるため、同社に実質的な施工能力がなく、受注すれば一括下請負となることを認識しながら、2件の建設工事について、同社と下請契約を締結したことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。
- (3) 株式会社菊地建設が、1件の建設工事について、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約をしたことは、建設業法第28条第1項第6号に該当する。

山形県告示第316号

次の開発行為は、完了した。

平成15年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 許可番号  
平成14年10月17日 指令村総建第5026号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西村山郡西川町大字海味字太郎714 - 11の一部、715 - 17の一部、716 - 2、716 - 6、717 - 1、字アソウ661 - 4の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
西村山郡西川町  
西村山郡西部地区土地開発公社

山形県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成15年4月1日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成15年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町大字西里字両所1245番1から  
同 字中嶋416番1まで
- 3 供用開始の期日 平成15年4月1日

山形県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成15年4月1日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成15年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 347号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
村山市大字富並字大林4894番53から 同 字宮ノ前1794番2まで	旧	30.0メートル と 9.6	メートル 1,560
同 上		111.6メートル と 19.6	メートル 1,558
同 上	新	39.2メートル と 17.5	同 上

## 山形県告示第319号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成15年4月1日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成15年4月1日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 347号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西村山郡河北町大字吉田字花の木2130番1から 村山市大字稲下字十二原1678番まで		旧	75.2メートル と 6.5	メートル 3,652
同 上	78.0メートル と 17.2		メートル 3,904	
同	上	新	78.0メートル と 17.2	同上

## 山形県告示第320号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成15年4月1日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成15年4月1日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 樽石基点線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
村山市大字樽石字仏供478番2から 同 大字長善寺字堰根1811番まで		旧	31.0メートル と 6.0	メートル 966
同 上	43.0メートル と 18.4		メートル 910	
同	上	新	43.0メートル と 18.4	同上

## 山形県告示第321号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年4月1日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成15年4月1日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 立川羽黒山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東田川郡立川町大字肝煎字村下42番2から 同 字上野64番1まで	旧	22.0メートル 7.5	メートル 603
同 上		30.0メートル 15.0	メートル 672
同 上	新	30.0メートル 15.0	同 上

山形県告示第322号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中 「 山形大野目 支店 大野目三丁目1番17号 」 を

「 北営業部 大野目三丁目1番11号 」 に、

「 寿町支店 南原町二丁目7番49号 」 を

「 中央営業部 鉄砲町二丁目21番30号 」 に改める。

附 則

この規程は、平成15年4月7日から施行する。ただし、別表第5の改正規定中殖産銀行山形大野目支店に係る部分は、同月28日から施行する。

山形県告示第323号

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成15年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

名称及び代表者氏名	所 在 地	売りさばき所の所在地	指定年月日
株式会社 関東自動車学校 代表取締役 齋藤 征士	東田川郡余目町大字余目字船塚 17番地1	同 左	平成15. 3.31

山形県告示第324号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成15年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

名称及び代表者氏名	所在地	売りさばき所の所在地	廃止年月日
株式会社 関東総合学園 代表取締役 横山 秀男	神奈川県横浜市西区南軽井沢62 番地 1	東田川郡余目町大字余目字船 塚17番地 1	平成15. 3. 31

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則をここに公布する。

平成15年4月1日

山形県教育委員会

委員長 安 孫 子

博

山形県教育委員会規則第2号

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県高等学校奨学金貸与条例(平成15年3月県条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象となる専攻科)

第2条 条例第1条の規則で定める専攻科は、衛生看護、介護福祉、自動車工学、自動車、建築、工業化学及び水産に関する課程を修業する専攻科とする。

(重複して貸与を受けることができない資金)

第3条 条例第2条第4号の規則で定める資金は、次に掲げる資金とする。

(1) 国の補助を直接又は間接の財源として地方公共団体又は公的団体が貸与する資金で、条例第1条に規定する奨学金(以下「奨学金」という。)の貸与の目的と類似の目的を有するもの

(2) 国の補助を直接又は間接の財源として地方公共団体が貸与する資金で、条例第2条第4号の修学資金の貸与の目的と類似の目的を有するもの

(申請手続)

第4条 奨学金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、山形県高等学校奨学金貸与申請書(別記様式第1号)に条例第2条第2号及び第3号の要件を証明する書類を添付して、在学する高等学校の長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

(貸与の決定の通知)

第5条 教育委員会は、奨学金の貸与を決定したときは、山形県高等学校奨学金貸与決定通知書(別記様式第2号)によりその旨を通知するものとする。

(保証人)

第6条 奨学金の貸与を受けた者は、連帯保証人及び保証人をそれぞれ1名ずつ立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、申請者が、未成年者の場合はその親権者又は後見人とし、成年者の場合は父母兄弟又はこれに代わる者とする。

3 第1項の保証人は、山形県内に居住し、かつ、独立の生計を営む成年者とする。

(誓約書等)

第7条 奨学金の貸与の決定を受けた者は、速やかに誓約書(別記様式第3号)及び保証書(別記様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

(貸与の決定の取消し)

第8条 奨学金の貸与の決定を受けた者が前条第2項に規定する書類を提出しないときは、教育委員会は、貸与の決定を取り消すことができる。

(貸与の方法)

第9条 奨学金は、毎月当該月分を貸与する。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、あらかじめ2月分以上の奨学金を併せて貸与することができる。

(貸与の打切りの時期等)

第10条 条例第4条第1項の規定による貸与の打切りは、貸与の打切りの事由が生じた日の属する月の翌月から行うものとする。

2 条例第4条第2項の規定による貸与の休止の期間は、貸与の休止の事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が存続しないこととなった日の属する月までとする。

(継続手続)

第11条 奨学金の貸与を受けている者は、翌年度においても継続して奨学金の貸与を受けようとするときは、山形県高等学校奨学金貸与継続申請書(別記様式第5号)を3月20日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、奨学金の貸与の継続を決定したときは、山形県高等学校奨学金貸与継続決定通知書(別記様式第2号)によりその旨を通知するものとする。

3 奨学金の貸与の継続の決定を受けた者は、条例第2条第3号に掲げる要件を証明する書類で直近のものを、教育長が定めるときまでに提出しなければならない。

(返還の方法)

第12条 奨学金の返還は、月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法により行うものとする。

2 返還年数は、別表に定める年数以内とする。

3 奨学金の貸与を受けた者は、奨学金の貸与の期間が満了したとき又は条例第4条第1項の規定により奨学金の貸与を打ち切られたときは、速やかに貸与を受けた奨学金に係る山形県高等学校奨学金借用証書(別記様式第6号)及び山形県高等学校奨学金返還明細書(別記様式第7号)を教育委員会に提出しなければならない。

(返還の期限の猶予の事由)

第13条 条例第6条第1号の規則で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく専修学校に在学するとき。
- (2) 学校教育法に基づく各種学校(正規の修業年限が1年以上のものに限る。)に在学するとき。
- (3) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練施設に入所するとき。
- (4) 学校教育法に基づく大学への進学のための期間と認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる事由に準ずる事由で、返還の期限を猶予することが必要と教育長が認めるとき。

(返還の期限の猶予の期間)

第14条 条例第6条の規定による返還の期限の猶予の期間は、次に定める期間を除き、通算して5年を超えることはできない。

- (1) 学校教育法に基づく高等学校又は大学に在学する期間
- (2) 前条各号の事由に該当するときを除き、学校教育法に基づく高等学校又は大学を卒業し、又は退学した日の属する月の翌月から起算して6月を経過しない期間
- (3) 条例第6条第2号に規定する事由に該当する期間

(返還の期限の猶予及び免除の申請手続)

第15条 条例第6条の規定による返還の期限の猶予又は条例第7条の規定による返還の免除を受けようとする者は、条例第6条又は条例第7条に規定する事由が生じた日から起算して30日以内に、当該事由を証明する書類を添えて山形県高等学校奨学金返還猶予申請書(別記様式第8号)又は山形県高等学校奨学金返還免除申請書(別記様式第9号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、奨学金の返還の期限の猶予又は返還の免除の決定をしたときは、山形県高等学校奨学金返還猶予(免除)決定通知書(別記様式第10号)によりその旨を通知するものとする。

(返還の期限の猶予の取消し)

第16条 教育委員会は、条例第6条の規定による返還の期限の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還の期限の猶予を取り消すものとする。

- (1) 返還の期限の猶予の取消しの申出をしたとき。
- (2) 返還の期限の猶予をすべき事由が存続しなくなったと認められるとき。

(届出)

第17条 奨学金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、高等学校を卒業した者又は条例第4条第1項の規定により奨学金の貸与を打ち切られた者にあつては、第2号又は第4号に該当するに至ったときに限る。

- (1) 条例第2条各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったとき。
- (2) 氏名又は住所を変更したとき。
- (3) 停学の処分を受けたとき若しくは休学し、若しくは長期にわたって欠席をしたとき又は復学したとき。



(4) 連帯保証人若しくは保証人の氏名、住所、職業に変更があったとき又は連帯保証人若しくは保証人が死亡したとき若しくは破産の宣告その他保証人として必要な要件を欠くに至ったとき。

2 奨学金の貸与を受けている者又は受けた者でその返還の債務を有するものが死亡又は心身の故障その他の理由により前条の規定による届出をすることができないときは、保護者又は連帯保証人若しくは保証人は直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(委任)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

返 還 年 数 表

貸 与 金 額	返 還 年 数
200,000円以下	6 年
200,001円以上400,000円以下	7 年
400,001円以上500,000円以下	8 年
500,001円以上600,000円以下	9 年
600,001円以上700,000円以下	10 年
700,001円以上900,000円以下	11 年
900,001円以上1,100,000円以下	12 年
1,100,001円以上1,300,000円以下	13 年
1,300,001円以上1,500,000円以下	14 年
1,500,001円以上1,700,000円以下	15 年
1,700,001円以上1,900,000円以下	16 年
1,900,001円以上2,100,000円以下	17 年
2,100,001円以上2,300,000円以下	18 年
2,300,001円以上2,500,000円以下	19 年
2,500,001円以上	20 年

別記  
様式第1号

(表)

年 月 日

山形県教育委員会 殿

申請者 ㊟

山形県高等学校奨学金貸与申請書

山形県高等学校奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

ふりがな ----- 氏 名	在学 する 学校	学校  制 科  第 学年						
生年月日 年 月 日 ( 歳 )								
現住所								
電話 ( )								
自宅・下宿又は寄宿舍の別	自 宅 ・ 下宿又は寄宿舍							
他の奨学金の有無	有 (名称 ) ・ 無							
保 護 者	ふりがな ----- 氏 名	本人との続柄  <span style="float: right;">㊟</span>						
	現住所							
電話 ( )								
家 族 の 状 況	ふ り が な 氏 名	年 齢	続 柄	職 業	在 職 ・ 在 学 先	職 名 学 年	所 得 の 種 類	年 間 収 入 額 ( 税 込 )

世帯の状況 (該当するものにを 付すこと)	1 生活保護法に基づく保護を受けている。 2 市町村民税が非課税又は減免になっている。 3 家族の中に障害のある人がある。(氏名： ) 4 地代、家賃の支払いがある。
学習に対する 意欲	_____ _____ _____ _____ _____

希望する 貸与期間	_____ 月分～ _____ 月分まで
--------------	----------------------------

学校長所見	_____ _____ _____ _____ _____ _____
-------	--

上記の者は、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な者であると認めます。

年 月 日

山形県教育委員会 殿

学校長 印

- (注) 1 保護者欄には、申請者が未成年者の場合は親権者又は後見人を、申請者が成年者の場合は連帯保証人となる予定の者を記入すること。
- 2 条例第2条第2号、第3号に該当することを証明する(1)及び(2)から(4)のいずれかの書類を添付すること。
- (1) 住民票謄本
  - (2) 生活保護世帯を証明するもの(民生委員の意見書等)
  - (3) 市町村民税の非課税又は免除を証明するもの
  - (4) 前年分の所得額を証明するもの

様式第2号

様

年 月 日

山形県教育委員会 印

山形県高等学校奨学金貸与(継続)決定通知書

下記により山形県高等学校奨学金の貸与(貸与の継続)を決定しましたので、通知します。

記

- 1 貸与月額 円
- 2 貸与期間 年 月から 年 月まで

様式第3号

誓約書

山形県高等学校奨学金の貸与を受けることにつきましては、山形県高等学校奨学金貸与条例及び山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則を守り、奨学生の本分を尽くし、奨学金の返還は期日まで確実に実行します。

年 月 日

住 所  
氏 名

印

山形県教育委員会 殿

## 様式第4号

## 保証書

本人 (甲)	在学校名  学校  課程  科  住所 氏名
連帯保証人 (乙)	山形県高等学校奨学金貸与条例に基づき甲が貸与を受ける山形県高等学校奨学金の返還については、甲と連帯して保証します。  年 月 日 山形県教育委員会 殿  住所 氏名
保証人 (丙)	山形県高等学校奨学金貸与条例に基づき甲が貸与を受ける山形県高等学校奨学金の返還については、保証します。  年 月 日 山形県教育委員会 殿  住所 氏名

(注) 連帯保証人及び保証人の印鑑証明書を添付すること。

様式第5号

## 山形県高等学校奨学金貸与継続申請書

年 月 日

山形県教育委員会 殿

山形県高等学校奨学金の貸与を継続して受けたいので、関係書類を添付して申請します。

学 校 名	学校	課程	科	学年
ふりがな				
氏 名				
経 済 状 況	・父と母、又はこれに代って家計を支えている人の家計状況が申請時または前回の継続申請書提出時と比較して ア ほぼ変わらない    イ 苦しくなった    ウ その他 (特別な事情)			
学 習 の 状 況	・この一年間の学習成績 ア 向上した    イ 変わらない    ウ 振るわなかった (今後の目標)			

学 校 長 所 見	・進級、卒業の可能性について ア 十分可能である    イ やや危惧される    ウ 難しそうである
-----------	---

学校長所見欄の記載のとおり相違ありません。

学校長

印

様式第6号

山形県高等学校奨学金借用証書

借用金額			万		千		百		十		円
------	--	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---

山形県高等学校奨学金として上記金額を借用しました。

つきましては、山形県高等学校奨学金貸与条例及び山形県高等学校奨学金貸与規則に従い、山形県高等学校奨学金返還明細書のとおり滞りなく返還します。

年 月 日

山形県教育委員会 殿

本人	住 所	〒	電話	( )	
	ふりがな				
	氏 名	(印)			

連帯保証人	住 所	〒	電話	( )	
	ふりがな				
	氏 名	(印)			

保証人	住 所	〒	電話	( )	
	ふりがな				
	氏 名	(印)			

様式第7号

山形県高等学校奨学金返還明細書

ふりがな		卒業学校名	学校
氏名	(生年月日 年 月 日)	貸与終了理由	満了 ・ 打切り
返還総額	円	返還年数	年
返還計画			
本人	本籍地		
	現住所		
	電話 ( )		
	勤務先及びその所在地		
電話 ( )			
卒業後の連絡先			
電話 ( )			
連帯保証人	氏名	本人との続柄	
	(生年月日 年 月 日)		
	本籍地		
	現住所		
電話 ( )			
勤務先及びその所在地			
電話 ( )			
保証人	氏名	本人との続柄	
	(生年月日 年 月 日)		
	本籍地		
	現住所		
電話 ( )			
勤務先及びその所在地			
電話 ( )			



様式第8号

年 月 日

山形県教育委員会 殿

住 所

氏 名

印

## 山形県高等学校奨学金返還猶予申請書

山形県高等学校奨学金貸与条例第6条の規定により、下記のとおり奨学金の返還の期限の猶予を受けたいので申請します。

## 記

貸与を受けた者の氏名	
貸与の総額	円
返還済額	円
返還の猶予を受けようとする額	円
返還の猶予を受けようとする期間	年 月から 年 月まで
返還の猶予を受けようとする理由	

(注) 申請事由を明らかにする証明書を添付すること。

様式第9号

山形県教育委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

## 山形県高等学校奨学金返還免除申請書

山形県高等学校奨学金貸与条例第7条の規定により、下記のとおり奨学金の返還の免除を受けたいので申請します。

## 記

貸与を受けた者の 氏 名	
貸 与 の 総 額	円
返 還 済 額	円
返 還 未 済 額	円
返還の免除を受け ようとする額	円
貸 与 期 間	年 月から 年 月まで
返還の免除を受け ようとする理由	

(注) 申請事由を明らかにする証明書を添付すること。

様式第10号

年 月 日

様

山形県教育委員会 印

## 山形県高等学校奨学金返還猶予（免除）決定通知書

年 月 日付で申請のあった山形県高等学校奨学金返還猶予（免除）については、下記のとおり決定しましたので通知します。

## 記

- 1 返還猶予（免除）決定者の氏名
- 2 貸与総額 円
- 3 返還済額 円
- 4 返還を猶予（免除）する額 円
- 5 猶予期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 猶予後の返還期間 年 月 日から 年 月 日まで

（注） 5 及び 6 については、返還猶予の決定の場合に記載すること。

## 公安委員会関係

### 告 示

山形県公安委員会告示第3号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱した。

平成15年4月1日

山形県公安委員会

委員長 鏡 谷 誠 一

## 1 活動区域、氏名及び住所

活動区域	氏 名	住 所
山形警察署管内	加 藤 邦 雄	山形市東原町一丁目8番8号
	黒 沼 嘉 朗	同 大字平清水1032番地
	目 崎 義 美	同 南四番町3番24号
	門 間 文 子	同 荒楯町二丁目8番3号
	長 瀬 健 一	同 清住町三丁目6番50号
	田 村 正	同 宮町五丁目9番52号
	沼 沢 良 一	同 中桜田二丁目7番25号
	江 口 益 美	同 小白川町三丁目13番21号

	木村幸次	同	大字滑川2370番地の33
	青木光子	同	十日町二丁目3番21号
	原田雅雄	同	本町二丁目1番15号
	結城嘉一	同	高原町757番地の1
	小関忠夫	同	花楯一丁目6番6号
	伊豆倉弘子	同	江俣四丁目10番11号
	山口権之助	同	十日町三丁目6番39号
	加藤稔	同	松波一丁目2番10号
	小林秀一	同	江俣三丁目12番3号
	岩田征一	同	薬師町一丁目9番5号
	石倉勲	同	落合町61番地の4
	黒田博	同	富の中二丁目3番34号の5
	古山芳樹	同	西田一丁目4番12号
	原田祀男	同	吉原一丁目2番10号
	羽柴節子	同	本町二丁目2番5号
	斎藤農武夫	同	大字黒沢22番地
	門脇幸夫	同	東村山郡山辺町大字山辺726番地の1
	佐竹武博	同	山辺町大字山辺319番地
	石沢謙一	同	山辺町大字山辺360番地
	高橋好子	同	中山町大字長崎4433番地
	武田やゑ子	同	中山町大字達磨寺131番地
	渡辺知一	同	中山町大字土橋515番地
上山警察署管内	大久保良二	同	上山市四ツ谷一丁目3番17号
	渡邊和利	同	旭町二丁目6番6号
	青山馥	同	八日町4番21号
	鈴木清美	同	小笹214番地
	石塚賢二	同	石曾根26番地
天童警察署管内	澤尻長一郎	同	天童市小路一丁目4番16号
	今野正雄	同	交り江二丁目5番22号
	今田健吉	同	大字荒谷460番地の甲
	松田正之	同	大字山口2732番地
	秋葉勝彦	同	一日町一丁目8番11号
	村山喜代志	同	大字蔵増乙814番地
	長谷川一男	同	長岡北三丁目5番19号
	押野宏子	同	柏木町二丁目13番43号
寒河江警察署管内	犬飼亦吉	同	寒河江市大字西根字谷地田201番地の11
	佐藤八郎	同	西村山郡西川町大字本道寺59番地の1
	阿部幸一	同	西川町大字間沢80番地の2
	小関則雄	同	大江町大字左沢499番地
	伊藤巳規男	同	大江町大字左沢592番地の2
	富樫光義	同	河北町谷地庚73番地

	白田勇記	同	朝日町大字大谷1451番地の1
	国井百々子		寒河江市大字西根字高畑1760番地
	柴田正一	同	朝日町大字宮宿1025番地
	芦埜マサヨ		西村山郡河北町谷地辛47番地の2
村山警察署管内	芦野松雄		村山市大字碁点1052番地の14
	山本昭太郎		東根市大字東根甲561番地
	下山薫		村山市楯岡十日町1番1号
	武田貞夫		東根市温泉町二丁目1番20号
	戸田紘義		村山市楯岡十日町3番2号
	武田勝芳		東根市神町中央二丁目4番7号
	松岡洋一郎		村山市楯岡新町一丁目8番20号
	菅原敏夫		東根市大字若木9723番地の23
	佐藤忠雄	同	三日町二丁目1番24号
	菊池貞好		村山市楯岡荒町二丁目8番27号
尾花沢警察署管内	有路好彦		北村山郡大石田町大字大石田丙443番地
	阿部巖		尾花沢市大字六沢159番地
	青木昭夫	同	若葉町二丁目13番18号
	早坂孝		北村山郡大石田町大字大石田丙393番地の1
	佐藤由生子		尾花沢市大字午房野586番地の2
新庄警察署管内	窓橋秀雄		最上郡真室川町大字新町199番地の10
	影澤壮策	同	戸沢村大字名高2146番地の2
	阿部浩悦		新庄市沖の町2番26号
	国分五郎		最上郡大蔵村大字清水2588番地の1
	須田光子		新庄市大字升形630番地
	渡部秋夫	同	五日町1208番11号
	津田明美		最上郡舟形町舟形94番地の12
	庄司良範	同	真室川町大字釜淵232番地の2
	滝口健	同	最上町大字向町550番地
	星山忠雄		新庄市十日町338番地
	加藤喜美生		最上郡舟形町富田1101番地
	斉藤好雄	同	最上町大字志茂336番地の1
	佐藤守弥	同	金山町大字金山918番地の11
	佐藤五郎	同	鮭川村大字川口3182番地
	佐藤公一	同	真室川町大字木ノ下618番地
	柴田純一	同	金山町大字金山384番地の2
余目警察署管内	松田廣		東田川郡立川町大字清川字上川原9番地の12
	本田克幸	同	立川町大字狩川字小野里22番地
	柿崎信	同	余目町大字千河原字前野87番地
	後藤俊明	同	余目町大字千河原字前野99番地
	工藤むつ子	同	余目町大字余目字長畑52番地
酒田警察署管内	加藤志郎		酒田市東栄町5番25号

	小野寺 司 郎	飽海郡平田町大字田沢字長根下 5 番地の14
	鈴木 泰 三	酒田市本町三丁目 6 番11号
	上林 直 樹	同 北新町一丁目 2 番11号
	本間 四 郎	飽海郡遊佐町大字宮田字田字瀬畑36番地
	池田 正 二	酒田市京田一丁目 5 番 1 号
	徳田 茂 子	同 西野町 4 番 6 号
	土田 和 夫	同 高見台一丁目16番13号
	菅 清 二	同 高見台二丁目 5 番 3 号
	高橋 健 一	同 北千日町11番26号
	池田 榮 同	東大町一丁目 6 番21号
	石塚 睦 哉	同 光ヶ丘五丁目 1 番41号
	阿部 きぬ子	同 大字安田字大平82番地
	真島 裕 理	同 旭新町 3 番13号
	進藤 満 同	東泉町一丁目 8 番17号
	木村 晃 同	山居町一丁目 4 番23号
	阿部 昭	飽海郡八幡町法蓮寺字村前 7 番地
	荒生 和 人	酒田市若宮町一丁目19番 2 号
	元木 繁 同	北里町 7 番18号
	斎藤 岩 美	同 高砂一丁目 3 番12号
鶴岡警察署管内	難波 真 一	鶴岡市千石町10番27号
	佐藤 明 男	同 美原町32番15号
	石井 正 弘	同 宝田二丁目 1 番25号
	高橋 繁 子	同 城南町40番10号
	高橋 久 一	同 未広町28番18号
	今野 英 行	同 家中新町 1 番13号
	斎藤 勝 同	神明町 1 番41号
	阿部 猛 同	西新斎町15番22号
	本間 清 志	同 大山三丁目27番24号
	小林 忠 同	大字加茂字岩倉228番地の 1
	青木 正 樹	同 大字大宝寺字中野98番地の 1
	太田 慎 同	みどり町31番24号
	遠見 正 行	同 大東町 7 番33号
	富樫 美 恵子	同 大宝寺町 5 番19号
	池田 梅 子	同 鳥居町30番10号
	武田 伊 作	東田川郡藤島町大字砂塚字河戸向65番地
	金内 弘 一	同 羽黒町大字荒川字花沢353番地
	平藤 重 雄	同 櫛引町大字桂荒俣字下桂76番地
	庄司 光 同	三川町大字横山114番地
	門脇 健 作	同 朝日村大字上名川字堰西168番地の 1
温海警察署管内	佐藤 千 津子	西田川郡温海町大字鼠ヶ関字横路29番地の34
	斎藤 法 子	同 温海町大字温海戊557番地の 5

	栗田千代子	同	温海町大字五十川字内袋26番地の3
	泉忠昭	同	温海町大字五十川己261番地の4
	遠藤正司	同	温海町大字湯温海字湯之里130番地
長井警察署管内	菅辰郎	同	西置賜郡白鷹町大字鮎貝2197番地
	高橋初子	同	長井市中道二丁目8番26号の20
	菅野和子	同	館町南2番12号
	近野豊	同	今泉1188番地の7
	菊地榮	同	幸町7番16号
	鈴木清隆	同	寺泉2611番地
	横山静枝	同	時庭1242番地の3
	梅津誠	同	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲999番地
	渡部武二郎	同	飯豊町大字椿1874番地の2
	土田達雄	同	飯豊町大字椿696番地
小国警察署管内	阿部正	同	西置賜郡小国町大字岩井沢525番地の15
	鈴木正昭	同	小国町大字緑町二丁目13番1号
	今勝子	同	小国町大字小国小坂町二丁目38番地
	青木安男	同	小国町大字小国町360番地の8
	小笠原ミヨ	同	小国町大字北80番地の39
南陽警察署管内	鈴木猛	同	南陽市島貫292番地の3
	阿部精治	同	宮内2661番地
	窓橋隆男	同	宮内3113番地の2
	窓橋篤	同	蒲生田867番地
	石黒謙一	同	郡山1091番地
	白田貞子	同	三間通323番地の8
	近藤晶嗣	同	東置賜郡高島町大字亀岡3507番地
	小野仁一	同	高島町大字高島692番地の12
	戸田勘一	同	高島町大字夏茂1723番地
	島津良平	同	高島町大字高島778番地の10
米沢警察署管内	高野和雄	同	米沢市万世町片子207番地の4
	神田貞一	同	春日四丁目3番75号
	大友恒則	同	大字神原333番地
	西山智二	同	中央二丁目8番32号
	大峡貞好	同	大字笹野4541番地
	須貝光雄	同	万世町桑山4142番地の4
	窓木雄輔	同	春日三丁目3番5号
	竹田利男	同	館山一丁目1番138号の5
	卯月勇吉	同	丸の内二丁目1番5号
	多勢勝雄	同	東置賜郡川西町大字上小松1725番地の6
	荒井信雄	同	米沢市大町五丁目3番24号
	穴戸二助	同	木場町3番1号
	大江八智子	同	西大通一丁目6番95号

加藤 潔	同	大字芳泉町2661番地
近 昭 男	東置賜郡川西町大字玉庭1705番地	
佐藤 榮 一	同	川西町大字上小松2494番地
伊藤 克 巳	米沢市徳町8番68号の5	
金内 晴 一	同	駅前三丁目4番2号
佐藤 清	同	万世町片子295番地の3
山口 由紀子	東置賜郡川西町大字堀金363番地の1	

## 2 委嘱年月日

平成15年4月1日

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成15年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 申請のあった年月日

平成15年3月7日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名 称

特定非営利活動法人 NPOもがみ

## (2) 代表者の氏名

沼野 慈

## (3) 主たる事務所の所在地

山形県新庄市沖の町2番15号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、最上地域において主体的活動をしている団体又は個人に対して、支援を中心に相互の連携・研修・交流を図り、地域社会の熟成に寄与する事を目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、これらの落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年4月1日

山形県立日本海病院長 亀 山 仁 一

## 1 (1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

債務負担行為山形県立日本海病院院内清掃業務 一式

## (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立日本海病院総務課 酒田市あきほ町30番地 電話番号0234(26)2001

## (3) 落札者を決定した日 平成15年2月5日

## (4) 落札者の名称及び所在地

株式会社東武 福島県原町市下北高平字堂下242番地の3

## (5) 落札金額 151,200,000円

## (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

## (7) 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号。以下「特例規則」という。)第3条の公告を行った日 平成14年12月20日

## 2 (1) 落札に係る特定役務の名称及び数量



- 債務負担行為山形県立日本海病院寝具及び病衣賃貸サービス 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立日本海病院総務課 酒田市あきほ町30番地 電話番号0234(26)2001
- (3) 落札者を決定した日 平成15年2月5日
- (4) 落札者の名称及び所在地  
東北リネン株式会社 酒田市東町二丁目2番地の18
- (5) 落札金額
- |                |         |
|----------------|---------|
| (イ) 入院患者寝具     | 113.4円  |
| (ロ) 新生児・未熟児用寝具 | 267.75円 |
| (ハ) 当直仮眠室用寝具   | 97.65円  |
| (ニ) 病衣         | 46.2円   |
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (7) 特例規則第3条の公告を行った日 平成14年12月20日

平成15年4月1日印刷  
平成15年4月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056